

地方公共団体における男女の給与の差異

特定事業主名：川上村

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	50.6%
全ての職員	62.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 「任期の定めのない常勤職員」の給料については、条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	－
本庁課長相当職	－
本庁課長補佐相当職	89.6%
本庁係長相当職	93.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.6%
31～35年	85.1%
26～30年	80.7%
21～25年	94.7%
16～20年	90.1%
11～15年	94.8%
6～10年	101.3%
1～5年	89.7%

【説明欄】

・扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は77%である。
・「本庁課長相当職」に女性がおらず、女性の給与水準が相対的に低くなっている。
・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女比は1：9であるところ、女性職員の約5割がパートタイムとなっており、給与水準が低い職員が女性に偏っている。その影響で「全職員」の給与水準が低い職員も女性に偏っている。